

令和7年度

四日市市会計年度任用職員フルタイム(管理栄養士職員)採用試験要項

1 募集職種及び採用予定人員

○募集職種・・・管理栄養士

○主な業務内容

健康増進事業における成人の栄養指導・相談業務、保健所業務

健康づくり教室、健康ボランティア養成事業、食育推進事業、給食施設巡回指導など（※基本的なパソコン操作があります。）

乳幼児の育児相談、乳幼児食教室等の補助をしていただく場合があります。

○採用予定人数・・・1名

2 採用予定日 令和7年4月1日

3 受験資格 次の(1)～(4)の要件をすべて満たす人

(1) 昭和40年4月2日以降に生まれた人

(2) 管理栄養士免許を有する人

(3) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人

(4) 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人

〔参考〕

地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立する政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

4 試験日時及び会場 令和7年2月2日（日） 午前8時45分から午後4時頃まで  
四日市市総合会館〔四日市市役所西隣〕7階 相談室

5 試験内容

○ 事務能力基礎試験 国語（日本語）能力、数的処理能力についての筆記試験

○ 専門試験 社会生活と健康、人体の構造と機能、食品と衛生、栄養と健康、栄養の指導、給食の運営についての筆記試験

○ 適性検査 主として職務遂行上、必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査

○ 面接試験 人物及び職務に対する適応性等の総合評価

\* 最終合格者には、所定の期間内に健康診断を受けていただきます。

6 その他

※ 試験日当日は、試験開始時間の15分前に着席のこと

※ 鉛筆（B又はHB）数本と消しゴム及びボールペンなどの筆記用具を持参のこと

7 合格発表 令和7年2月下旬頃（予定） 郵送にて本人に通知します。

## 8 受験手続

### (1) 提出書類

- 受験申込書 1部  
(市規定用紙。3か月以内に撮影の上半身・脱帽の写真〔30×40mm〕を貼ること。)  
※学歴については、現在に至る経歴を漏れなく正確に記載すること。
- 受験票 1部 (市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼ること。)
- 管理栄養士免許証の写し 1部
- 封筒 (長形3号) 2通 (受験票、試験結果送付用)  
※封筒には、2通とも自身の宛名を明記し、110円分の切手をそれぞれ貼ること。
- 在留資格を証する書類 (住民票など) 1部  
(外国籍の方のみ。個人番号情報は不要です。)
- 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。なお、提出書類については、返却いたしません。

### (2) 提出先

四日市市健康福祉部 健康づくり課 健康づくり係 (市庁舎7階)  
〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

### (3) 受付期間

令和6年12月18日(水)～令和7年1月17日(金)【必着】

※ 郵送の場合は「受験申込書在中」と封筒に朱書のこと。

※ 郵送の場合でも、締切日までに到着分のみ有効。

※ 持参いただく場合の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで  
〔土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く〕

## 9 受験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。  
以下の要領で申し出てください。

- (1) 期 間 合格発表日から1か月間 (土・日・祝日を除く)
- (2) 場 所 四日市市役所健康福祉部健康づくり課 (市庁舎7階)
- (3) 方 法 受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類 (運転免許証、旅券等) を持参のうえ直接申し出ること。

## 10 受験についての問い合わせ先

四日市市役所健康福祉部健康づくり課健康づくり係 電話 (059) 354-8291

### 〈参 考〉

#### ◇ 勤務条件 (令和7年4月予定)

- 初任給 199,980円 (金額は地域手当(10%)を含む)
  - ・前職歴に応じて初任給へ加算する場合があります。(同職種の前職がある場合に限り)
  - ・諸手当として通勤手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.5月分)、退職手当などが支給されます。
  - ・民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。
- 勤務場所  
四日市市健康福祉部 健康づくり課 (四日市市諏訪町1番5号)
- 勤務時間等  
1週あたり38.75時間、原則として祝祭日を除く月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
- 休暇  
年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。  
その他、結婚休暇、出産補助休暇など規則で定められた休暇があります。
- 任用期間及び再度の任用  
採用の日から同日の属する会計年度の末日を限度とする。(令和8年3月31日)  
(勤務実績に基づく能力の実証により再度の任用あり。ただし、最長令和10年3月31日まで。)  
(その後2年間は選考による再度の任用あり。ただし、最長令和12年3月31日まで。なお、受験年度の年度末年齢が59歳の人は、63歳を超えての選考による再度の任用はありません)